

教保体第37号
令和2年4月6日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」について（通知）

標記につきまして、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官、文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、今後の台風等の風水害の軽減に向け、日頃から学校施設の安全点検・対策等を実施して被害の軽減を図るとともに、被災した場合には、早期の教育活動が再開できるよう施設の復旧等に努めていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知いただきますようお願いいたします。

担当 教育局県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 鎌田
TEL 048-830-6964
FAX 048-830-4971



元施参事第 42 号
令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長
小中等学校を設置する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

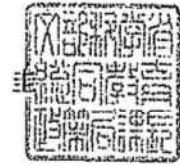
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
森 政



(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
平 山 直



(印影印刷)

「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」について (通知)

近年、平成 30 年 7 月豪雨や台風第 21 号、令和元年房総半島台風 (台風第 15 号) や令和元年東日本台風 (台風第 19 号) が発生し、記録的な暴風や大雨等により、校舎や屋内運動場が損壊、浸水するなどの被害が生じました。

文部科学省では、今般、別添のとおり、台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校 (大学及び高等専門学校を除き、高等課程を置く専修学校及び幼稚園から高等学校段階の課程を置く各種学校を含める。以下同じ。) の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたパンフレット「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」を取りまとめました。本パンフレットには、これらに関連する管理運営面等についても一部記載しています。

については、本パンフレットを参考に、日頃から学校施設の安全点検・対策等を実施して被害の軽減を図るとともに、被災した場合には、早期に教育活動が再開できるよう施設の復旧等に努めていただきますようお願いします。こうした取組は、学校設置者と学校において適切に役割分担しながら実施いただきますようお願いします。

また、各位におかれては、本パンフレットを参考に、防災担当部局等の関係部局と連携して風水害対策に取り組んでいただきますようお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

なお、各都道府県及び市町村の防災担当部局に対しても、本パンフレットが周知されるよう、内閣府（防災担当）に依頼することとしています。

※本パンフレットについては文部科学省のホームページにも掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html



[本件連絡先]

(パンフレット全般について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官付

TEL : 03-6734-3184

(リスクの把握や危機管理マニュアルについて)

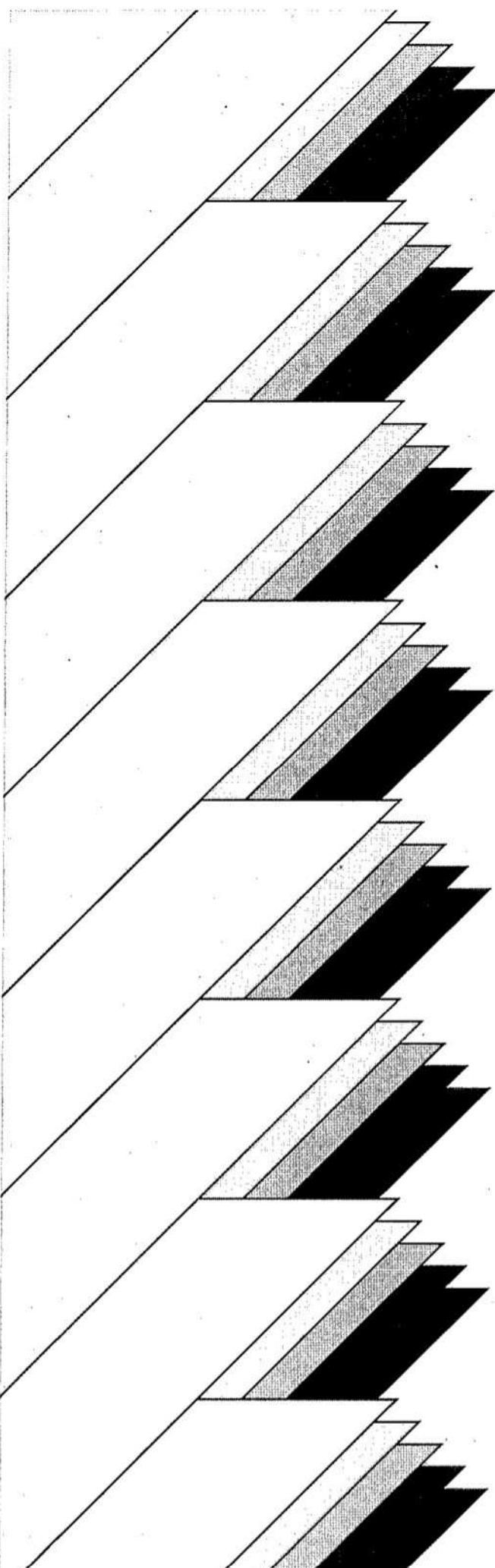
文部科学省総合教育局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2670

(衛生管理や学校給食について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL : 03-6734-2976



台風等の風水害 に対する 学校施設の安全 のために

このパンフレットは、台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたものです。また、これらに関連するソフト面についても一部記載しています。

このパンフレットを参考に、日ごろから学校施設の安全点検・対策等を実施して被害の軽減を図られるとともに、被災した場合には、早期に教育活動が再開できるよう施設の復旧等に努めていただきたいと思います。

令和2年3月



文部科学省

屋内運動場屋根ふき材等の飛散



屋内運動場の屋根ふき材脱落

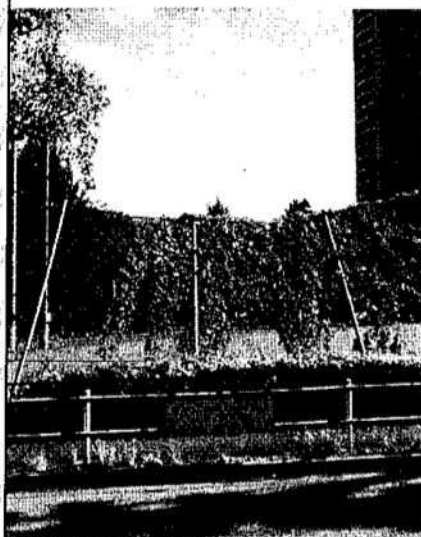


暴風により脱落した金属の屋根ふき材が敷地外まで飛ばされている。



下地材も多数飛散したが、落下防止ネットが設置されていたため、部材の落下を防ぐことができた。

ネットフェンス倒壊



藁がネットフェンスに張り付いており、設計上の想定よりも大きな風圧を受け倒壊。

暴風



屋内運動場横連窓の脱落



暴風により、老朽化した横連窓が内部へ脱落。

屋上手すりの置き基礎の転倒



手すりの基礎が、屋上の床に固定されていない置き基礎だったため、暴風により転倒。

飛来物による窓ガラス破損



飛来物により窓ガラスが破損し、雨風が吹き込み、天井や床に被害。

倒木



暴風による倒木で、学校施設が破損。

受変電設備(キュービクル)浸水



キュービクルの浸水により、校舎等へ電気を送ることができない。復旧工事（製作・工事）には、数カ月から半年程度の時間を要する。

バルコニーからの浸水



台風時に飛来した枯れ葉等により排水口が塞がっており、オーバーフロー管がなく、教室へ浸水。

グラウンドへの浸水



屋上防水が剥がれ室内が水浸し



暴風により屋上防水が剥がれ、大雨により室内が水浸し



大雨・洪水

近年、台風や豪雨の頻発化・激甚化により学校施設に甚大な被害が発生しています。

平成30年7月豪雨や台風第21号、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和元年東日本台風（台風第19号）が発生し、記録的な暴風や大雨等により、校舎や屋内運動場が損壊、浸水するなどの被害が生じました。これらの風水害から児童生徒等の安全や学校施設を守るために、事前から備えることが重要です。特徴的な被害としては、写真のようなものがあります。

職員室浸水により水没した書類



職員室は、洪水等の際に浸水した場合、防災・防犯設備やパソコンが故障するとともに、指導要録等の重要書類が毀損する恐れがあります。

教室への浸水



1 事前の対応

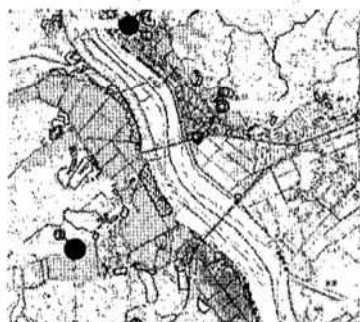
1-1 まずはじめに ～リスクの把握等～

- 学校が立地する地域の災害リスクを把握しましょう（ハザードマップ、過去の台風・豪雨等の被害等）
- 施設・設備を点検するとともに、その防災機能について確認しましょう

説明

平時より自治体等の作成しているハザードマップや過去の台風・豪雨等の被害を確認し、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に把握しておくことが重要です。

また、地域の災害リスクを踏まえ、風水害に対する学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、施設・設備に不具合が無い、劣化していないかなどについて点検するとともに、防災機能の状況について確認することが重要です。具体的な方法は、「1-2 施設・設備の点検等」に記載しています。



洪水のハザードマップ

洪水浸水源
氾濫想定区域
5m～10m
3.0m～5.0m
0.5m～3.0m
0.5m未満
● 学校



洪水による被害

【参考】学校の危機管理マニュアル作成の手引

近年の学校や児童生徒等を取り巻く多様な安全上の課題等を踏まえ、各学校における様々な事故等への対応の在り方や留意点等、基本的な内容を示しています。

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyous_all.pdf



【参考】ハザードマップポータルサイト（国土交通省）

<https://disaportal.gsi.go.jp/>



【参考】気象庁ウェブページ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



【参考】地域防災web（国立研究開発法人 防災科学技術研究所）

「地域防災Web」では、市区町村ごとに、地域で起こりうる地震、津波、洪水など10種類の災害種類の危険性評価や、災害危険性や社会特性が似ている市区町村のランキングが閲覧できます。また、類似市区町村や全国で行われている防災活動・防災教育の実践手法と事例を検索し、閲覧することもできます。

「利用登録」（無料）によって学校区の登録を行えば、学校区により詳細な情報も得ることができます。さらに、ハザードマップや地形図、昔の地図、自ら登録した情報などを自由に組み合わせて、地図を作成し印刷することができます。

<https://chiiki-bosai.jp/>



（関連トピック）避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

○水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練が義務付けられています。また、子供のころから地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等について知ることが大切であることから避難訓練と併せて防災教育を実施することも重要です。

【参考】水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm



法面（斜面）の崩壊による被害

1-2 施設・設備の点検等

- 日常的な点検・清掃に心がけましょう
- 定期的な点検等の機会を活用して、施設・設備の劣化状況を把握し、点検結果に応じて改修の実施や必要な措置を講じましょう
- 防災機能の確認として、受変電設備や重要な書類等の管理場所等について確認し、立地場所や治水計画等を踏まえ、必要に応じて浸水に配慮した対策を講じましょう
- 長期停電に備え、災害時に必要な設備の電源確保のため、非常用発電機を確保しましょう

説明

○ 日常的な点検・清掃

台風や集中豪雨による被害を防止するためには、排水口、雨どい、側溝、雨水ます等の詰まりや、屋根材のはがれや窓など開口部の破損等の異常がないかなど、日常の点検・清掃を適切に行うことが重要です。

○ 定期的な点検等

屋根や屋上、外壁、窓サッシ、擁壁等の劣化・損傷の状況等については、定期的な点検が重要です。

特に、建物の窓サッシや体育館の屋根、防球・防風ネットの支柱など、風圧による落下・倒壊により重大な被害が懸念される箇所や、豪雨により変状・崩壊が懸念される擁壁については、建築基準法第12条に基づく点検等の機会を活用し、定期的に、専門業者による劣化状況の点検を実施し、点検結果に応じて設計事務所や専門家に相談の上、改修の実施や落下防止ネットの設置（p.1 口絵写真参照）などを必要に応じて行うことが重要です。

また、屋上の手すりの置き基礎が屋上のスラブ（床）に緊結されていない場合、風圧による転倒・落下を防ぐため、基礎を躯体に緊結させるなどの対策を行うことが重要です。施工に当たっては、屋上防水の機能を損なわないことに配慮することが重要です。

（参考トピック）金属屋根等の点検



台風による軒先からの金属屋根剥がれ

○ 体育館等の金属屋根は、専門業者（製品供給業者、専門工事業者、設計事務所等）により、定期的に点検を実施することが重要です。

その際、軒先・けらば等の端部や下地材の劣化状況（錆、腐朽等）を調査するとともに、屋根材を固定するビス等の緩み、脱落等を確認します。

○ 大きな台風の通過後には臨時点検を実施し、特に屋根材の接合部が浮いていないか、とい等の付属物が外れていないかなどの状況を確認することが重要です。

○ 台風などの強風により金属屋根に被害がある場合、軒先・けらば・棟などに集中して被害が発生します。

【参考】「鋼板製屋根・外壁の設計・施工・保全の手引き」（平成26年2月）

一般社団法人 日本金属屋根協会

一般社団法人 日本鋼構造協会

(参考トピック) 擁壁の点検等

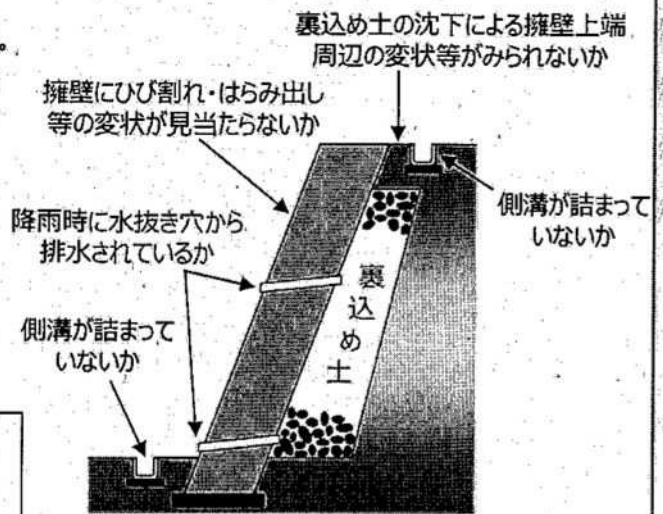
【擁壁の点検等】

○擁壁は、専門業者により定期的に点検することが重要です。その際、ひび割れやはらみ出し等の変状が見当たらないか、降雨時の水抜き穴からの排水状況、擁壁背面の裏込め土の沈下状況を確認します。また、側溝は日常の点検・清掃を行います。

【法面（斜面）の点検等】

○法面（斜面）は、大雨・洪水により崩れることがあります。このため、土木担当部局等と相談し、必要に応じ、法面を点検し、崩壊を防止するための対策工事を検討、実施することが考えられます。

市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、ハード面の対策だけに頼らず、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施することが必要です。



擁壁の点検等のポイント

【参考】「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」
(平成28年3月)

学校施設の維持管理について、建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等を示しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf



【参考】「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）・（追補版）」
(改訂版：平成27年3月、追補版：平成31年3月)

非構造部材の点検については、学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し点検に取り組めるよう、非構造部材の耐震化の重要性とともに、点検の内容や手法などを分かりやすくまとめています。風に対する対策にも役立ちます。

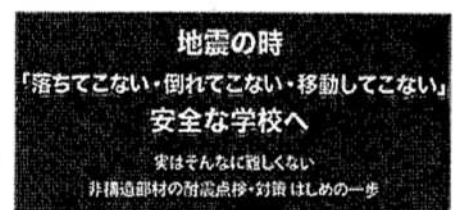
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm



【参考】地震の時「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」
安全な学校へ（YouTube動画）

日ごろ学校の建物を使っている学校教職員の方々向けに、実際にどのように点検したら良いかを紹介しています。

<https://www.youtube.com/watch?v=WE8XVIgPRz4>



○その他、風水害対策のための防災機能に関する確認事項 (受変電設備や自家発電設備、重要な書類等の管理場所等)

受変電設備（屋外のキュービクル、屋内の電気室内の設備）や非常用発電機は、**立地場所や治水計画等を踏まえ**、関係部局と相談し、必要に応じて、洪水等の災害に対して**安全な高い場所に設置**するよう、大規模改修等の機会を捉えて改修することが重要です（上階に設置する場合、地震に対して転倒しないよう設置することが重要です）。屋内の設備の場合、想定される浸水高さによっては、浸水防止用設備（止水板）を活用することも考えられます。

重要な書類、機器類、図書類、教材類や薬品類などの危険物は、**管理場所について**、水害に対して安全な場所にあるか、**平時から検討・見直し**を行うことが重要です（保管場所を上階へ変更することや、指導要録や健康診断票、資料目録台帳等の重要な書類については電子化したり、クラウドサービスを活用した管理を行ったりすることなども考えられます）。

なお、職員室等は、防災・防犯設備や重要書類等があり、これらを浸水から守るためには上階への移設を検討することも考えられますが、屋外運動場、アプローチ部分などの見渡しがよく、緊急時にも即応でき、校内各所への移動に便利な位置に計画することが重要です。



屋外キュービクルのかさ上げ



非常用発電機を屋上に設置

(窓等のガラスの安全性の配慮)

窓等のガラスは、災害時にも破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、**使用場所に応じて安全性に配慮したものにすることが重要です。**

【参考】「安全・安心ガラス設計施工指針 増補版」の手引き

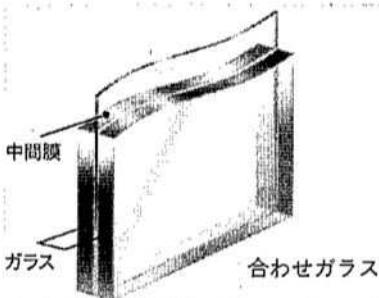
安全・安心なガラスの選び方について紹介されています。

http://www.itakyo.or.jp/upload/kinou01_20150924.pdf



強風時には、飛来物でガラスが割れることがありますが、ガラスの破片の飛散を防止するためには、**合わせガラス**の採用や、専門家のアドバイスを受けながら、フロート板ガラスに**ガラス飛散防止フィルム**を貼り付ける方法が有効です（フィルムの劣化やガラスの熱割れ、ガラスが破損した場合の取り換え等について、事前に検討することが必要です）。ただし、強化ガラスに飛散防止フィルムをあと施工する場合は、フィルムを貼った部分が塊となって落下する危険性があるため、事前の検討が必要です。

(参考トピック) 合わせガラス



○合わせガラス（JIS R 3205）は、「防災安全ガラス」、「防災ガラス」と呼ばれることもあります。

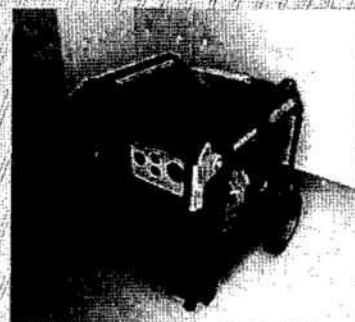
○合わせガラスの特徴は、耐貫通性に優れており、強風による飛来物の衝突に対して割れにくく、破損しても破片がほとんど飛び散らないことがあげられます。

○台風や突風によって窓ガラスが割れ、強風が室内に吹き込む被害の軽減にもつながります。

(災害時に必要な設備の電源の確保)

長期停電に備え、災害時に必要な防災無線や照明、給水ポンプ、冷暖房設備等の電源確保のため、**非常用発電機を確保**しておくことが重要です。確保方法としては、電力関係の民間事業者等と協定等を締結し、災害時に利用できるようにしておく方法も考えられます。

太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転できる機能や、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましいです。



可搬型の非常用発電機

(参考トピック) 災害時における太陽光発電の利用等

【災害時における太陽光発電の利用】

○太陽光発電設備を災害等に伴う停電時にも利用するためには、自立運転機能※があるかどうか、確認しておくことが重要です。また、太陽光発電設備に蓄電池を備えると、夜間でも電力を使用することができます。

※・・・停電時に、太陽光発電設備の「パワーコンディショナ」を操作することで、日中、太陽が出ている時に専用コンセントから電力を使用できる機能。ただし、発電量は天候に左右されることに留意します。



○停電時に発電した電力を利用するための操作方法については、事前に確認して利用マニュアル等に記載し、平時から訓練を行っておくことが重要です。

【参考】太陽光の恵みを子どもたちが学び育むために ～学校への太陽光発電導入ガイドブック～(平成21年7月)
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/taiyoukou.pdf>



【風水害に対する太陽光発電設備の留意点】

○太陽光パネル等が強風時に飛散するおそれがあるため、点検等により架台や支持物に錆や腐食、破損がないか、ボルト等の緩みがないかを確認することが望ましいです。

○水害などで水没・浸水した太陽光発電設備は接近や接触することにより感電するおそれがあるため、感電防止の処置を電気設備に十分な知見を持つ専門家へ依頼してください。

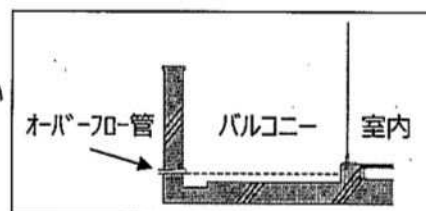
【参考】「太陽光発電システムの水害時の感電の危険性について」
<http://www.jpea.gr.jp/pdf/t190531.pdf>

(出典：一般社団法人 太陽光発電協会ホームページ <http://www.jpea.gr.jp/index.html>)



(オーバーフロー管等)

降水による漏水につながるオーバーフロー管等の無いバルコニー等については、大規模改修等の機会を捉えて改修を実施することが考えられます。



(樹木の維持管理)

暴風により倒木や枝折れが発生すると、人の安全に危害が及ぶ恐れがあるとともに、学校の施設・設備等に木が当たるなどして被害が発生することがあります。倒木等の発生位置によっては、学校敷地外への被害発生、特に、電線への接触等により停電が発生するリスクも考えられます。

このため、**樹木の健全度を確認**し、台風被害を受けやすい生育状態にあると確認された樹木については、伐採(樹幹や根元に大きな腐朽や空洞がある樹木)、剪定(枝葉の密度が高い状態や、枝振りに偏りのある樹木)、支柱の補修(支柱が腐っていたり、幹へ食い込んでいる樹木、支柱の結束が緩んでいる樹木)などの**被害防止策を実施**することが重要です。

1-3 平時からの確認

- 学校設置者や学校の教職員は、**防災設備・備品等を平時から確認**しましょう
- 防災担当部局等の関係部局と災害時の対応について、**事前に相談**しましょう

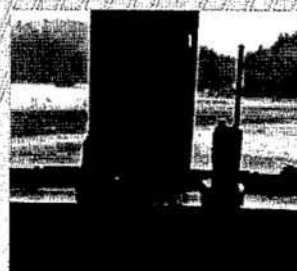
説明

○ 防災設備・備品の平時からの確認

例えば、停電時にも使用できる防災電話（防災行政無線、災害時優先電話など）を所有していたのに、学校設置者や教職員が把握しておらず使用できなかったという事例がありました。

防災電話に限らず、学校に備えている防災設備・備品や学校待機時の食料等について、災害が発生した際に適切に活用出来るよう、種類や数量、置き場所、使い方などについて、**利用マニュアルを作成して平時から確認するとともに、定期的に点検し、使用する訓練を行うことが重要です。**その際、風水害の気象情報が発表された際の対応も想定しておきましょう。

また、必要と考えられる物資が揃わないときには、その代用品となるものについて考えておくことも重要です。



防災行政無線の無線機

○ 関係部局との事前相談等

災害時には、防災担当部局等の関係部局と連携して対応することが重要であり、**関係部局と事前に災害時の対応・体制等を確認しておくことが重要です。**確認する内容としては、例えば、停電・断水時の対応（電源車や非常用発電機、給水車、仮設トイレの手配）、浸水時の消毒の手配、防災機器を活用する施設の電気容量の確認とその情報共有、避難所の開設や運営の協力内容などが考えられます。

学校設置者・学校と、関係部局との緊急連携体制を構築しておくことも重要です。また、緊急時対応業者一覧等を用意することや地元施工業者の組合や協会等と協定を締結し、学校施設の仮復旧に対応できるよう準備することも有効と考えられます。



電源車の配備

○ 災害時における学校給食実施体制の検討

台風等により学校給食調理場が損壊する等、学校給食の実施が困難となる事態も発生しています。市で唯一の学校給食センターが損壊し、市内の学校に学校給食を提供できない事例もありました。

調理場の使用が困難になった際、**暫定措置としてどのようなバックアップ体制（近隣の学校給食調理場からの配食や簡易給食の提供等）がとれるか、他の市町村や民間事業者・団体等との連携など地域の実情に応じて方策を検討しておくことが重要です。**

（参考トピック）避難所となる場合の防災機能強化

○ 学校が避難所になる場合には、その安全性の確保とともに、防災機能の強化が重要です。文部科学省では、これまで避難所となる学校施設の防災機能の強化について、以下の報告書や事例集を作成しておりますので、参考にしてください。

○ 「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」

（平成26年3月）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm

○ 「近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について～バリアフリー化の取組事例集～」（平成30年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1403195.htm

○ 「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」（令和2年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html



2 台風等の気象情報が発表された際の対応

2-1 台風等の危険が迫った場合の応急措置

- 時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、**気象情報等を収集し、状況に即した的確な判断**ができるようにしましょう。
- **児童生徒等の安全を確保**するために、危険度に応じ、適時、臨時休業や学校待機等の措置を講じましょう
- **排水口や排水溝の清掃**を行い、校舎周辺、屋上等に、**強風で飛散しやすい物を放置しない**ようにしましょう
- 施設の被害を軽減するための**応急措置は、台風等の気象情報が発表されたら早め**に行いましょう

説明

○気象情報等の収集及び状況に即した的確な判断・措置

気象情報、河川情報、各自治体の避難に関する情報、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、**児童生徒等の安全を第一**に考え、登校前、在校時などの状況に応じて、「臨時休業」、「保護者引渡し」や「学校待機」等の措置を取ることが重要です。

【参考】「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の「気象災害への対応」(p.36-37)

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryoku/data/aratanakikijisyoku_all.pdf



○施設の被害を軽減するための応急措置

台風等は地震等と異なり、災害の発生を予想できる場合が多くあり、施設の被害を軽減するため、**台風等の気象情報が発表されたら早めに以下のような応急措置を講じることが重要です。**

強風の吹き込みや雨水の侵入が無いよう、**出入口や窓はしっかりと閉鎖**し、浸水のおそれがある低層階等では、**必要に応じ、土のう、止水板などをあらかじめ設置**することや、飛来物によりガラスが破損しないよう防護することなどの応急措置をとることが重要です。カーテンも閉めておきます。なお、学校に待機せざるを得ない場合は、窓から離れます。

屋上・バルコニーの**排水口や排水溝は清掃**し、**強風で飛散しやすい物を片付けるとともに**、防球・防風ネット等はネットを巻き上げたり外したりしておくこと、屋外のサッカーゴールやバスケットゴールは横に倒しておき、ネットは外しておくことが重要です。

台風等により大規模災害の発生のおそれがある場合は、**非常用発電機の燃料等の残量を確認し、十分に補給**を行うなどの事前の対応も重要です。

台風等が襲来している最中は、**応急措置よりも身の安全を第一**に考えなければなりません。

(参考トピック) 簡易的な止水板

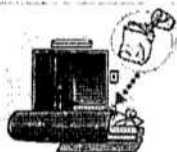
○小規模な水害で水深の浅い初期の段階に、身近にあるものを利用して行う浸水対策(止水板)が紹介されています。

出典：平塚市ホームページ 家庭でできる浸水対策

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page-c_02782.html



水を入れたビニール袋＋
段ボール箱＋レジャーシート



強風・豪雨等の災害後には、無被害のように見えても、固定した箇所や見えない部材が風や雨の影響を受け、取付け部分が緩んだりさびたりして耐震性が低下している場合があります。そのため、災害後には非構造部材に異常がないか、影響を受けた可能性がある箇所について、点検を行うことが重要です（本パンフレットや「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を活用してください）。

○清掃・消毒

浸水後、汚水による汚染がある場合は、**建物内外の清掃や消毒など衛生管理を確実に行うことが重要です**。風水害等により環境が不潔になり、感染症の発生の恐れがある場合、学校環境衛生基準に基づいて学校薬剤師が臨時検査を行うことになっています。また、給水施設・設備の破損や故障がないか確認を行い、損傷がある場合には、水質検査を必ず実施し安全性が確認されるまで飲用を禁止します。学校給食調理施設・設備についても、洗浄・消毒の徹底など、衛生管理に留意することが重要です。



学校薬剤師による消毒の様子

○インフラ施設の機能・安全性の確認等

電気、ガス、水道等の供給に異常がないか速やかに点検することが重要です。特に、電気室、機械室及びエレベーター等が浸水した場合は、**専門業者等による点検で安全を確認するまでは通電、作動を行わないように注意することが重要です**。

高圧受変電設備（屋外キュービクル、屋内の電気室内の設備）が浸水した場合、施設に選任されている**電気主任技術者に点検を依頼して使用の可否を判断することが重要です**。また、復旧に向けた検討に当たっては、**完全復旧までの間は、校舎の利用計画を工夫することや、他の施設を活用することなどにより、校舎内で電気を使用できる範囲を限定して応急復旧することも考えられます**。

応急復旧の方法としては、仮設のキュービクルや仮設の自家発電設備を設置する、仮設で低圧電力を引き込むなど、複数の方法が考えられます。電気主任技術者及び電力会社を含めた3者で相談することが重要です。

（方法の例）屋外キュービクル及び校舎1階が浸水したケースにおいて、浸水した1階の電気系統を切り離し、2階以上へ仮設の低圧で電気を供給する。

停電、断水時には、防災担当部局等と連携し、必要に応じて**電源車や給水車の手配**など必要な対応を行うことが重要です。



高圧受変電設備が利用できないため、校外の電線より低圧電力を引き込み、仮設電源として利用

（参考トピック）LPガス容器の流出・埋没

○豪雨による河川等の氾濫により、LPガス容器が流出・埋没することがあります。流出・埋没したLPガス容器を発見した際には二次災害防止のため、触れたり、移動させたりしないこと、また、LPガス容器周辺で火気を使用しないことが重要です。LPガス容器の外面に表示されている所有者（氏名または名称、電話番号）に連絡してください。所有者不明の場合は、地域のLPガス協会に連絡してください。

○一般的に、LPガス容器は、外部から加わる衝撃にも十分耐え得る構造・強度を有しています。また、容器につながるホースが切断した場合等、概ね1時間以内にはガスの放出が終了します。



LPガス容器

3 被災後の対応

3-1 被災後の学校の応急対応

- 速やかに障害物の除去等を行い、被害の拡大や二次災害の危険が無いよう、必要に応じ応急復旧や危険箇所への立ち入り禁止措置などを講じましょう
- 施設に異常が認められる場合は、専門家により応急的に危険度を調査し、安全性の確認を行いましょう
- 浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃・消毒など衛生管理に必要な措置を講じましょう
- 電気、ガス、水道等のインフラ施設の機能・安全性の確認をし、必要な応急対応をしましょう

説明

○障害物の除去等

身の安全に配慮しながら、窓等の破損や、樹木、防球・防風ネットの支柱等の倒れ、高所の枝折れ、電線への接触、飛来物等がないかを確認し、早急に修理、除去するなどの安全対策を講じることが重要です。特に、被災直後においては、通行に支障となる箇所や安全の確保が図れないようなものを優先的に撤去することが重要です。また、必要に応じ応急修理や危険箇所への立ち入り禁止措置などを講じることが重要です。

災害復旧のため、国から財政援助を受ける場合は、学校敷地内の被害箇所の全てを写真撮影します。なお、当日、被害が見られなかった部分も、後日、災害の影響で不具合が生じる場合があるため、門扉や土地を含め学校敷地内は全て撮影することが望ましいです。撮影する上での留意点は、「3-2 被災した施設の早期復旧に向けて」に記載しています。

○施設の安全性の確認等

地割れや屋根、外壁の損壊等、被害拡大や二次災害の危険がある場合は、現況を記録後、早急に応急復旧などの安全対策を講じることが重要です。

擁壁や斜面の崩壊の危険や建物の傾斜、落下物等の恐れのある部屋・屋根など、施設に異常が認められる場合は、立ち入れないようにするなどの安全対策を速やかに講じるとともに、専門家により応急的に危険度を調査するなど、施設の安全性の確認を行うことが重要です。



浸水した教室の清掃



土砂崩れに対する立入禁止措置



土のうによる応急対策

3-2 被災した施設の早期復旧に向けて

- 迅速に被害状況を調査し、**写真等の資料**とともに**現況を確実に記録**しましょう
- 災害復旧事業の円滑な実施のため、**速やかに**関係諸機関への報告及び**事業計画書の作成**を行きましょう
- 被災後の復旧に備え、施設・設備に係る**台帳等の整備**、関係部局との連絡体制の整備等をおきましょう

説明

○ 現況の確実な記録

教育活動の早期再開に向け、被害箇所の早期復旧が進められるよう、被害の有無やその状況について**迅速に調査し、的確に記録**することが重要です。

○ 関係諸機関への報告及び事業計画書の作成

災害復旧事業の円滑な実施のため、被害状況については、**速やかに**関係部署、機関に報告するとともに、**災害復旧の事業計画書**を作成することが重要です。

【参考】災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成29年7月）（国土交通省）

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方、手続きにあたっての留意点や工夫等がまとめられています。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html



○ 施設・設備に係る台帳等、関係部局との連絡体制の整備等

被災後の復旧に備え、各種設備、機器、備品等の**台帳等の整備・管理**、斜面が崩壊した場合などのため**敷地境界等の確認**、防災担当部局等の関係部局との連絡体制の整備などをおくことが重要です。また、損害保険等については、災害の種類によって、保険の対象とならない場合がありますので、確認することが重要です。

(参考トピック) 災害復旧のため国から財政援助を受ける場合の留意点

【被害状況の記録写真の作成】

○災害復旧事業の申請にあたっては、被害の状況が分かる記録写真が必須です。

その際、障害物等の除去を行ってしまってから撮影してしまうと、後に、被災状態の確認ができなくなってしまう、災害復旧事業の対象外になってしまう恐れがあります。そのため、障害物等の撤去を行う前に、学校敷地内の被害箇所の全てを撮影しておくことが重要です。

また、被害が見られなかった部分も、後日、災害の影響で不具合が生じる場合があるため、門扉や土地を含め学校敷地内は全て撮影することが望ましいです。

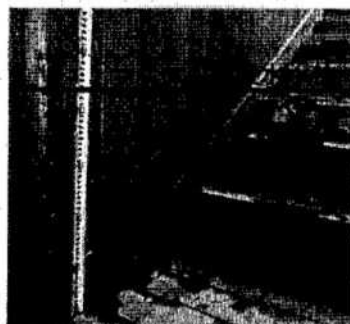
昨今、デジタルカメラによる撮影が一般的となっていることから、門扉や土地を含め、学校敷地内は、極力多くの写真を撮影し、現地調査までの間、データ保存をすることをお勧めします。

＜被害写真の撮影＞

被害写真が被災事実確認のため不可欠な資料となるため、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等できるだけ明瞭に撮影しておくことが重要です。



屋上防水シート被災箇所の計測 (始点と終点)



浸水水位の計測

【気象を証明する資料の作成】

○災害復旧事業の申請にあたっては、気象を証明するための資料が必須です。

国公立学校における災害復旧事業に当たり、特に、暴風については、最寄りの観測所では最大風速が基準値（15メートル以上）に達していない場合もありますが、近隣の観測所の最大風速が基準値以上であり、観測所からの距離、被災当時の風向きなどから、被災原因を説明してください。

【事前着工の実施】

○早期復旧を図るため、国の現地調査の前であっても復旧工事の着工は可能です。

その際、国公立学校における災害復旧事業については、学校設置者は、あらかじめ文部科学省に事前着工届を提出の上、着工してください。

【「災害速報」、「災害報告書」、「事業計画書」の速やかな提出】

○災害復旧事業の申請にあたって、「災害速報」は発災後速やかに、「災害報告書」及び「事業計画書」を文部科学省の示す期間内に作成してください（公立学校の場合、「災害報告書」は発災後1週間以内、「事業計画書」は発災後1ヶ月以内）。

特に、予算計上及び現地調査に係る事務手続きの簡素化の検討を行う観点から、「災害報告書」については、速やかに作成の上、報告してください。

【台帳等の整理】

○施設台帳（図面）や備品台帳を整理しておくことで、日頃の維持管理に役立つとともに、災害時には事業計画書の速やかな作成につながりますので、平素より、台帳類の整備をすることをお勧めします。

本パンフレットの作成にあたっては、「学校施設の耐震化に係る技術的事項等に関する協力者会議」の委員である有識者に御意見をいただきました。

お問合せ先

文部科学省
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
☎03-5253-4111(代表)

■パンフレット全般について
大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付

■リスクの把握や危機管理マニュアルについて
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

■衛生管理や学校給食について
初等中等教育局健康教育・食育課

